

建設委員会議案説明資料

令和2年3月12日

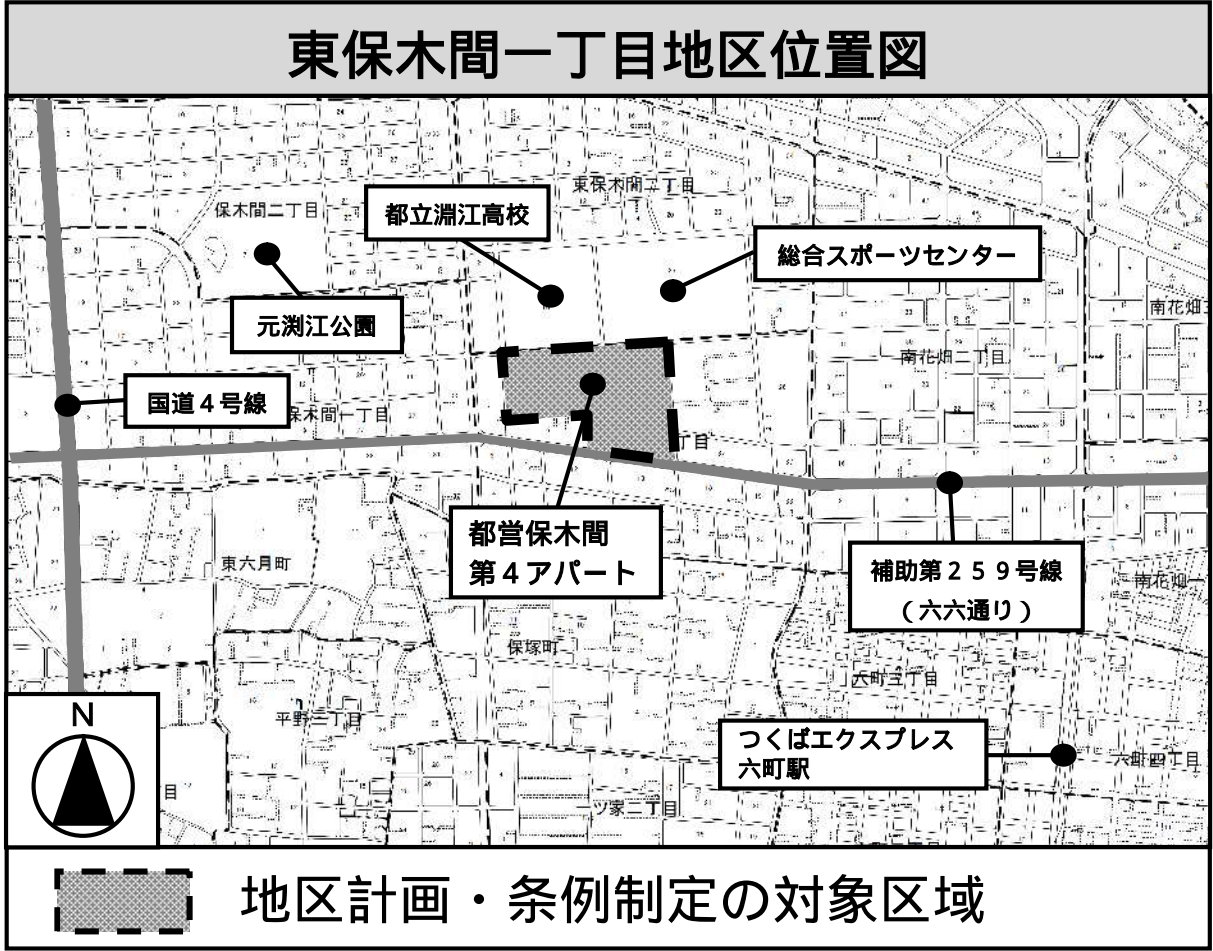
件名	頁
1 第23号議案 足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	2
2 第24号議案 足立区債権等処理判定委員会設置条例の一部を改正する条例	11
3 第25号議案 足立区営住宅条例の一部を改正する条例	13
4 第26号議案 足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例	17
5 第27号議案 特別区道路線の認定について	20
6 第28号議案 特別区道路線の認定について	21
7 第29号議案 特別区道路線の廃止について	22
8 第30号議案 特別区道路線の廃止について	23
9 第31号議案 区管理通路路線の廃止について	25

(都市建設部)

第 2 3 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
所管部課名	建築室建築調整課
内 容	<p>1 制定理由 都営保木間第 4 アパートの建替えを適切に誘導し、良好な住環境を形成し、安全・安心で快適に暮らせる住宅市街地の形成を図るため、東京都市計画地区計画東保木間一丁目地区地区計画(令和元年 1 2 月 1 8 日足立区告示第 5 4 4 号)が都市計画決定された。そのため、建築基準法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例を制定する。</p> <p>2 条例の概要 次に掲げる規定により条例を構成する。</p> <p>(1) 建築物の敷地、構造及び用途に関する制限 (第 3 条から第 9 条まで)</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 建築物の用途の制限 イ 建築物の容積率の最高限度 ウ 建築物の建蔽率の最高限度 エ 建築物の敷地面積の最低限度 オ 壁面の位置の制限 カ 建築物の高さの最高限度 キ 垣又は柵の構造制限</p> <p>(2) 制限の緩和、特例及びその他 (第 1 0 条から第 1 6 条まで)</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 1 の敷地とみなすことによる制限の緩和 イ 既存の建築物に対する制限の緩和 ウ 公益上必要な建築物の特例 エ 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置 オ 委任 カ 罰則</p> <p>3 制定内容 別紙 1 「位置図」及び別紙 2 「条例案」参照 P 3 ~ 1 0</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。



足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を確保することを目的とする。

（適用区域）

第2条 この条例の適用を受ける区域は、令和元年足立区告示第544号に定める東京都市計画地区計画東保木間一丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。

（建築物の用途の制限）

第3条 地区整備計画の区域において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。

（建築物の容積率の最高限度）

第4条 建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
- (4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1
- (5) 貯水槽を設ける部分 100分の1
- (6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100分の1

- 3 第1項に規定する延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。ただし、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合は、高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。）からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び次項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（次項に定める部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の3分の1を超える場合は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。
- 4 第1項に規定する延べ面積には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。
- 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
- 6 法第52条第14項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容積率は、第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第5条 建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第6条 建築物の敷地面積は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、巡査派出所、公衆電話所、公衆便所、あずま屋、消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫、ガバナーステーション、バルブステーションその他これ

らに類するもの又は区長が良好な住環境を害するおそれがないと認めたものの敷地にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。)

(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による第一種市街地再開発事業(同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。)

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業(同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。)

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に

よる防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

- (1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地
(壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度は、地区計画の計画図3に示す壁面の位置の制限の数値とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の地盤面下の部分
- (2) 軒の高さが2.3メートル以下の建築物
- (3) 巡査派出所、消防団詰所又は消防団倉庫の用途に供する建築物
(建築物の高さの最高限度)

第8条 建築物の高さは、地区計画の計画図4に示す高さの最高限度の数値を超えてはならない。

2 前項の建築物の高さの算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 昇降機塔その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積(施行令第2条第4項に規定する水平投影面積の算定方法による。)の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
- (2) 屋上に設置する建築設備は、当該建築物の高さに算入しない。
- (3) 屋上点検口、棟飾、防火壁の屋上突出部分その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
(垣又は柵の構造制限)

第9条 道路又は地区施設に面して設ける垣又は柵の構造は、当該道路面より0.6メートルを超える高さの部分について、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造としてはならない。

- (1の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定により認められた一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物又は一定の一団の土地の区域内に存する建築物の位置及び構造を前提として建築物が建築される場合において、当該区域内に存することとなる各建築物に対する第4条から第7条までの規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

2 法第86条第8項の規定により公告された対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前項の規定を準用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第3条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 法第3条第2項の規定により第3条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えず、かつ、基準時における床面積の2分の1を超えない場合においては、当該建築物のうちこれらの規定に適合しない既存部分について、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条及び第7条から第9条までの規定は適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第3条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の様様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条及び第7条から第9条までの規定は適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

第12条 区長がこの条例の各規定（第4条及び第5条を除く。）の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物又は建築物の敷地については、その許可の範囲内において、当該各規定は適用しない。

（建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置）

第13条 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における建築物の用途の

制限に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合に限り第3条の規定を適用する。

- 2 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における敷地面積の最低限度に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合に限り第6条の規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当するものは、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後当該建築物の敷地を分割したことによって、同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)
- (2) 第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条 - 第6条関係）

地区の区分	ア	イ	ウ	エ
	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度
住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅、寄宿舍 2 集会所 3 診療所 4 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 6 消防団詰所、消防団倉庫、防災倉庫 7 ガバナーステーション、バルブステーション 8 上記各号の建築物に付属するもの	10分の15	10分の4	1,000㎡
公共公益施設地区	1 主要用途を店舗、飲食店その他これらの用途に供するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		10分の5	500㎡

第 2 4 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区債権等処理判定委員会設置条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室住宅課
内 容	<p>1 改正理由 足立区債権等処理判定委員会（以下「判定委員会」という。）が区長の諮問により審議・答申できる所掌事項の範囲を、区営住宅使用料等から区の債権（強制徴収により徴収する区の債権を除く）に改正する。 このため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の概要 現在、債務者の死亡などにより徴収が困難な区営住宅使用料等については、判定委員会に諮問を行い、債権を放棄する等の事務処理の方針を答申いただくことで、滞納整理を迅速に行っている。 今回、判定委員会で諮問・答申できる対象を、区が扱う全ての非強制徴収債権に広げることで、高額・困難事案等の収納対策に取り組む各課が滞納整理を迅速に行えるようにする。</p> <p>3 条例改正のイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">改正前の対象</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">改正後の対象</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">・ 区営住宅使用料等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区営住宅使用料 ・ 生業、婦人福祉、災害救護資金貸付金 ・ 応急小口貸付金 ・ 学童保育室保護者負担金 等 </div> </div> </div> <p>4 改正内容 別紙「新旧対照表」参照 P 1 2</p> <p>5 担当所管 条例改正に伴い、令和 2 年度に新設する特別収納対策課に、判定委員会に関する事務を移管する。</p> <p>6 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、関係所管へ周知を図っていく。

改正前	改正後
<p>足立区債権等処理判定委員会設置条例 平成 29 年 6 月 23 日条例第 27 号</p>	<p>足立区債権等処理判定委員会設置条例 平成 29 年 6 月 23 日条例第 27 号</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第 1 条 足立区の区営住宅における使用料等の徴収を迅速かつ適正に行うため、区長の附属機関として、足立区債権等処理判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>	<p>第 1 条 足立区(以下「区」という。)の債権(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る区の債権を除く。以下同じ。)の徴収を迅速かつ適正に行うため、区長の附属機関として、足立区債権等処理判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>
<p>(所掌事項)</p>	<p>(所掌事項)</p>
<p>第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。</p>	<p>第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。</p>
<p>(1) <u>区営住宅使用料等の債権回収のための処理方針に関する事項</u></p>	<p>(1) <u>区の債権の債権回収のための処理方針に関する事項で、区長が必要と認めるもの</u></p>
<p>(2) <u>前号に定めるもののほか、区債権回収のための処理方針に関する事項で、区長が必要と認めるもの</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(3) <u>前 2 号に定めるもののほか、その他区長が必要と認める事項</u></p>	<p>(2) <u>前号に定めるもののほか、その他区長が必要と認める事項</u></p>
<p>第 3 条～第 9 条 (省略)</p>	<p>第 3 条～第 9 条 (現行のとおり)</p>
	<p>付 則(令和 2 年 月 日条例第 号) <u>この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

第 2 5 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区営住宅条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室住宅課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>(1)民法が改正され、連帯保証人を確保する際は極度額を設定することが必要となった。</p> <p>(2)国土交通省住宅局から、公営住宅における連帯保証人の確保の見直しを依頼する通知があった。</p> <p>(3)「公営住宅管理標準条例(案)」が改正され、保証人に関する規定が削除されるなどの変更があった。</p> <p>(4)東京都は令和元年第 3 回定例会において、東京都営住宅条例を改正して、都営住宅における連帯保証人を廃止した。</p> <p>2 改正の概要 連帯保証人を廃止する。</p> <p>3 改正内容 別紙「新旧対照表」参照 P 1 4 ~ 1 6</p> <p>4 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	<p>1 関係する条例施行規則等について必要な規定整備を行うとともに、区民に対して募集案内や区ホームページなどを通じて周知を図っていく。</p> <p>2 これまで、連帯保証人が緊急時の連絡先の役割を果たしていたことを踏まえ、新たに緊急連絡先の提出を求めていく。</p> <p>3 入居後も毎年提出してもらう現況届に、緊急連絡先の記載を求める。</p>

足立区営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区営住宅条例 平成9年12月24日条例第33号</p> <p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>(定期使用許可)</p> <p>第9条の2 区長は、申込みをした日において満18歳から満23歳までの者で、ア又はイのいずれかに該当するものに、5年を超えない範囲内において一般区営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>ア、イ (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>8 定期使用許可をした場合においては、第8条第5号及び第6号、第26条、第34条、第35条第2項並びに第38条の規定は適用しない。</p> <p>9 (省略)</p> <p>第10条～第12条 (省略)</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第13条 使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。<u>ただし、区長が特別の事情があると認めた場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第14条～第35条 (省略)</p> <p>(使用許可の取消しと住宅の明渡請求)</p> <p>第36条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取り消し、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>足立区営住宅条例 平成9年12月24日条例第33号</p> <p>第1条～第9条 (現行のとおり)</p> <p>(定期使用許可)</p> <p>第9条の2 区長は、申込みをした日において満18歳から満23歳までの者で、ア又はイのいずれかに該当するものに、5年を超えない範囲内において一般区営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>ア、イ (現行のとおり)</p> <p>2～7 (現行のとおり)</p> <p>8 定期使用許可をした場合においては、第8条第1項第5号及び第6号、第26条、第34条、第35条第2項並びに第38条の規定は適用しない。</p> <p>9 (現行のとおり)</p> <p>第10条～第12条 (現行のとおり)</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第13条 使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める請書を提出すること。(削除)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>2～5 (現行のとおり)</p> <p>第14条～第35条 (現行のとおり)</p> <p>(使用許可の取消しと住宅の明渡請求)</p> <p>第36条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取り消し、当該区営住宅の明渡しを請求することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(9) 高齢者住宅の利用者が病院等に6月以上入院し、なお退院の見込みがなくなったとき。</u></p> <p>(10) この条例又はこれに基づく区長の指示命令に違反したとき。</p> <p>(11) 区営住宅の借上げ期間が終了するとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、区長が区営住宅の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し次の区分に応じて、入居した日から請求の日までの期間については毎月第1号ア又は第2号アに掲げる金銭の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月第1号イ又は第2号イに掲げる額の金銭を徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>4 区長は、第1項第2号から第4号まで及び第10号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、第2項により区長が指定した日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間について、一般区営住宅及び高齢者住宅にあつては前項第1号イの額の金銭を、事業用住宅にあつては同項第2号イの額の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 区長は、第1項第11号に該当することにより同項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。</p> <p>6 (省略)</p>	<p>(1)～(8) (現行のとおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) この条例又はこれに基づく区長の指示命令に違反したとき。</p> <p>(10) 区営住宅の借上げ期間が終了するとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、区長が区営住宅の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 区長は、第1項第1号に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し次の区分に応じて、入居した日から請求の日までの期間については毎月第1号ア又は第2号アに掲げる金銭の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月第1号イ又は第2号イに掲げる額の金銭を徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p>4 区長は、第1項第2号から第11号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、第2項により区長が指定した日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間について、一般区営住宅及び高齢者住宅にあつては前項第1号アの額の範囲内で区長が定める額の金銭を、事業用住宅にあつては同項第2号アの額の範囲内で区長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 区長は、第1項第10号に該当することにより同項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨の通知をしなければならない。</p> <p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第37条～第53条(省略)</p>	<p>第37条～第53条(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則(令和2年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の足立区営住宅条例(以下「新条例」という。)第13条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る新条例第4条の使用許可を受ける者に適用する。</p>

改正前	改正後
	<p>3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、<u>新条例第13条第1項の規定により提出された請書とみなす。</u></p> <p>4 この条例による改正前の足立区営住宅条例第36条第1項に該当することにより施行日前に同項の請求を行ったものについては、<u>新条例第36条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

第 2 6 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室住宅課 建築安全課
内 容	<p>住宅改良助成制度の拡充検討の結果を踏まえ、既存制度の見直し及び新たな助成対象項目を追加するため、本条例の一部を改正する。</p> <p>1 改正概要</p> <p>(1) 対象の拡充</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 新たな助成対象項目の追加に伴い、「改良」の定義にユニバーサルデザインや安全な住まい環境に配慮した住宅改修を追加する。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 助成対象者に居住者（賃借人）を追加する。ただし、住宅の所有者から当該改良工事の承諾を得た場合に限る。</p> <p>(2) 類似制度との関係</p> <p style="padding-left: 2em;">類似の助成制度を利用した場合は助成対象外とする。</p> <p>2 改正内容</p> <p style="padding-left: 2em;">別紙「新旧対照表」参照 P 1 8 ~ 1 9</p> <p>3 施行年月日</p> <p style="padding-left: 2em;">令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	<p>条例改正後、規則及び要綱の改正を行い、新たな助成対象項目を追加していくとともに、区民に対し広報や区ホームページを通じて周知を図り、関係事業者にも周知活動を行っていく。</p>

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>足立区住宅改良助成条例 平成 21 年 3 月 25 日条例第 28 号</p> <p>（目的） 第 1 条 （省略）</p> <p>（用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）住宅 居住の用に供する家屋の全部又は一部をいう。 <u>（2）自己用住宅 自己の居住の用に供する自己又は同居の親族が所有する住宅をいう。</u> （3）分譲マンション 2 以上の区分所有者が存する共同住宅（居住の用に供する複数の専用部分からなる建築物の全部又は一部をいう。）であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体（以下「管理組合」という。）により管理されるものをいう。 （4）共用部分 分譲マンションの廊下、階段、エレベーター及び共用玄関（区分所有者の専有又は専用に係るものを除く。）をいう。 （5）改良 <u>住宅に居住する者の移動を困難とさせる障害をあらかじめ除去等すること又は家族構成の変化に応じて間取りを変更することをいう。</u></p> <p>（助成対象者） 第 3 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するものが、改良を実施した場合、その費用の一部を助成することができる。ただし、既にこの条例に基づく助成金の交付を受けたものが、同一の改良を実施した場合は、この限りでない。 （1）<u>自己用住宅の改良を実施した者</u>で次に掲げる要件を備えたものであること。</p>	<p>足立区住宅改良助成条例 平成 21 年 3 月 25 日条例第 28 号</p> <p>（目的） 第 1 条 （現行のとおり）</p> <p>（用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）住宅 居住の用に供する家屋の全部又は一部をいう。 <u>（削除）</u> （2）分譲マンション 2 以上の区分所有者が存する共同住宅（居住の用に供する複数の専用部分からなる建築物の全部又は一部をいう。）であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体（以下「管理組合」という。）により管理されるものをいう。 （3）共用部分 分譲マンションの廊下、階段、エレベーター及び共用玄関（区分所有者の専有又は専用に係るものを除く。）をいう。 （4）改良 <u>ユニバーサルデザイン（足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成 24 年足立区条例第 43 号）第 2 条第 1 号のユニバーサルデザインをいう。）若しくは安全な住まい環境に配慮した住宅の改修又は世帯若しくは世帯を構成する者の増加に対応するために間取りを変更することをいう。</u></p> <p>（助成対象者） 第 3 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するものが、改良を実施した場合、その費用の一部を助成することができる。ただし、既にこの条例に基づく助成金の交付を受けたものが、同一の改良を実施した場合は、この限りでない。 （1）<u>住宅の改良を実施した者</u>で次に掲げる要件を備えたものであること。</p>

改正前	改正後
<p>ア 改良を実施した住宅に住所を有していること。</p> <p>イ 第6条第1項に規定する申請の日の属する年度前の直近の年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第1条第2項の規定により、同項中の市町村に関する規定を特別区に準用する場合において読み替える特別区民税を含む。）の滞納がないこと。</p> <p>（2） 共用部分の改良を実施した管理組合であること。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>（助成金の額）</p> <p>第5条 助成金の額は、改良工事に要した費用の額から、次の各号に掲げる改良工事に関する給付及び助成の対象となる工事相当額を除いた額とする。ただし、改良工事に要した費用の額に規則で定める率を乗じて得た額及び規則で定める限度額を超えてはならない。</p> <p>（1） 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護給付その他の法令に基づく給付</p> <p>（2） 他の条例、規則その他の規定による助成</p> <p>第6条～第10条（省略）</p>	<p>ア 改良を実施した住宅に住所を有していること。</p> <p>イ 第6条第1項に規定する申請の日の属する年度前の直近の年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第1条第2項の規定により、同項中の市町村に関する規定を特別区に準用する場合において読み替える特別区民税を含む。）の滞納がないこと。</p> <p>（2） 共用部分の改良を実施した管理組合であること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が、この条例による助成金と類似する給付、助成等を受けた場合は、この助成金を交付しない。</u></p> <p>第4条（現行のとおり）</p> <p>（助成金の額）</p> <p>第5条 助成金の額は、改良工事に要した費用の額に規則で定める率を乗じて得た額又は規則で定める限度額のいずれか低い方の額とする。</p> <p>（削除）</p> <p>第6条～第10条（現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の足立区住宅改良助成条例の規定は、施行日以後に行われた申請に係る助成について適用し、施行日以前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。</p>

第 27 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 12 日

件 名	特別区道路線の認定について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 在</td> <td style="text-align: center;">東保木間二丁目地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">5.00 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">72.79 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">378.40 m²</td> </tr> </table> <p>2 提案理由 この路線は、都市計画法に基づく開発行為により新設された道路である。今回、特別区道路線の認定要件が成立したので、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">東保木間二丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡 例 新認定特別区道路線</p>	所 在	東保木間二丁目地内	幅 員	5.00 m	延 長	72.79 m	面 積	378.40 m ²
所 在	東保木間二丁目地内								
幅 員	5.00 m								
延 長	72.79 m								
面 積	378.40 m ²								
今後の方針									

第 2 8 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	特別区道路線の認定について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" data-bbox="406 607 1227 810"> <tr> <td>所 在</td> <td>本木西町地内</td> </tr> <tr> <td>幅 員</td> <td>4.51 ~ 4.67 m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>47.16 m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>216.49 m²</td> </tr> </table> <p>2 提案理由 この路線は、地元住民から公道化の要望を受けた道路である。今回、特別区道路線に認定するため、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">本木西町地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡 例 新認定特別区道路線</p>	所 在	本木西町地内	幅 員	4.51 ~ 4.67 m	延 長	47.16 m	面 積	216.49 m ²
所 在	本木西町地内								
幅 員	4.51 ~ 4.67 m								
延 長	47.16 m								
面 積	216.49 m ²								
今後の方針									

第 29 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 12 日

件 名	特別区道路線の廃止について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 在</td> <td style="text-align: center;">保木間五丁目地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">2.73 ~ 6.00 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">134.44 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">513.70 m²</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p style="margin-left: 20px;">この路線は、工場敷地内に位置する現況のない道路であり、隣接土地所有者が道路敷の購入を申し出ている。当該路線の廃止の必要を認めるので、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">保木間五丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡 例 廃止する特別区道路線</p>	所 在	保木間五丁目地内	幅 員	2.73 ~ 6.00 m	延 長	134.44 m	面 積	513.70 m ²
所 在	保木間五丁目地内								
幅 員	2.73 ~ 6.00 m								
延 長	134.44 m								
面 積	513.70 m ²								
今後の方針									

第 3 0 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

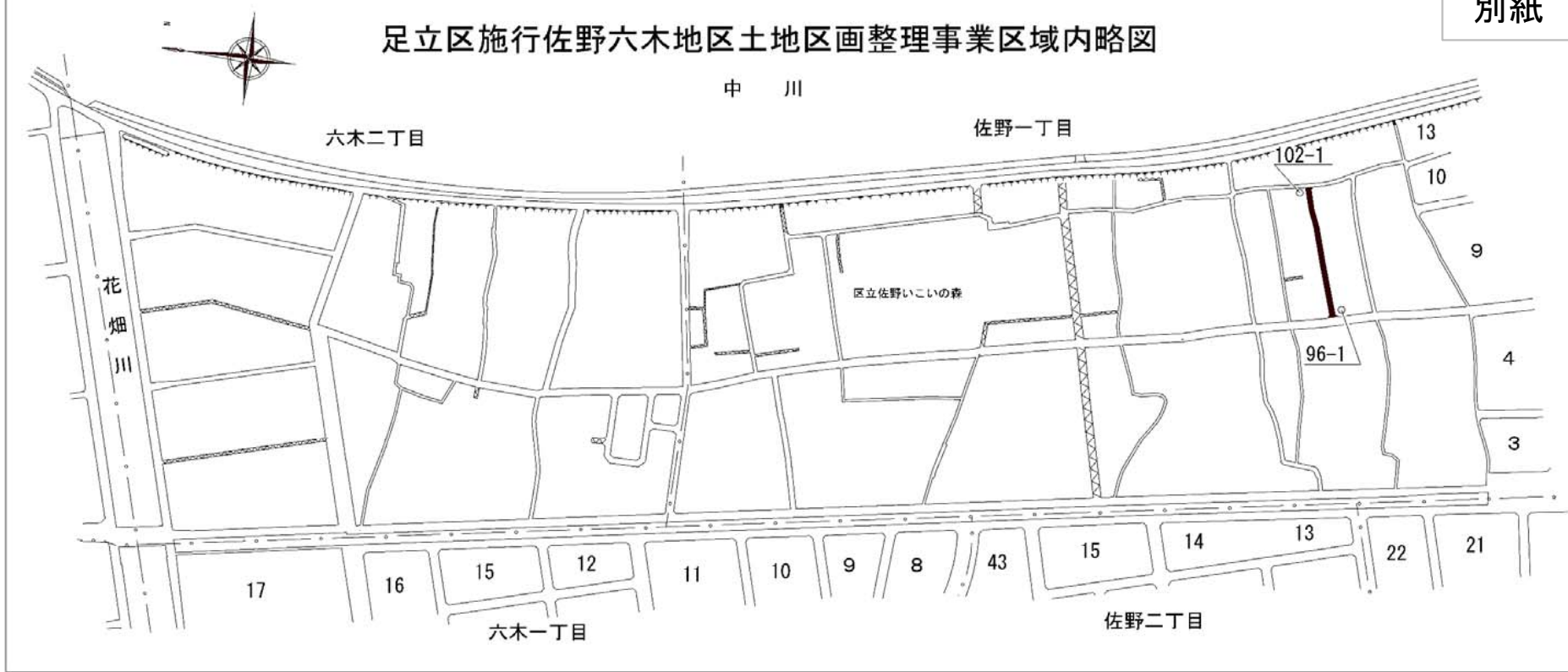
件 名	特別区道路線の廃止について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 在</td> <td>佐野六木地区土地区画整理事業区域内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 2 ~ 8 . 0 2 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">5 , 6 8 4 . 9 2 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">1 6 , 9 3 7 . 2 0 m²</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>佐野六木土地区画整理事業において、来年度に予定している換地処分を行うにあたり、当該特別区道の廃止の必要を認めるので、この案を提出する。（別紙参照 P 2 4 ）</p>	所 在	佐野六木地区土地区画整理事業区域内	幅 員	1 . 8 2 ~ 8 . 0 2 m	延 長	5 , 6 8 4 . 9 2 m	面 積	1 6 , 9 3 7 . 2 0 m ²
所 在	佐野六木地区土地区画整理事業区域内								
幅 員	1 . 8 2 ~ 8 . 0 2 m								
延 長	5 , 6 8 4 . 9 2 m								
面 積	1 6 , 9 3 7 . 2 0 m ²								
今後の方針									

第 3 1 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	区管理通路路線の廃止について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 在</td> <td>佐野六木地区土地区画整理事業区域内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">3.77 ~ 4.00 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">100.86 m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">396.34 m²</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>佐野六木土地区画整理事業において、来年度に予定している換地処分を行うにあたり、当該管理通路の廃止の必要を認めるので、この案を提出する。（別紙参照 P 2 6）</p>	所 在	佐野六木地区土地区画整理事業区域内	幅 員	3.77 ~ 4.00 m	延 長	100.86 m	面 積	396.34 m ²
所 在	佐野六木地区土地区画整理事業区域内								
幅 員	3.77 ~ 4.00 m								
延 長	100.86 m								
面 積	396.34 m ²								
今後の方針									

足立区施行佐野六木地区土地区画整理事業区域内略図



凡 例



廃止する区管理通路